

1 高齢者等に対する公共交通機関の利用助成等(市町村)

※R2年1月現在

市町村名	開始時期	概 要
鳥取市	H21. 4.1	65歳以上の高齢者を対象としたバス定期券の購入金額の一部助成
	H28. 4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成(運転経歴証明書交付日から1年間、6ヶ月定期2回分)
米子市	H30. 4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成(運転経歴証明書交付日から1年間、6ヶ月定期2回分)
倉吉市	H30. 7.1	運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者を対象にバス定期券又はタクシー共通乗車券の購入金額の一部助成(運転経歴証明書交付日から1年間、6ヶ月定期(26,200円分)又はタクシー共通乗車券(25,000円分)を2回まで割引価格2,000円で購入できる。)
境港市	H30.10.1	運転免許を自主返納した高齢者等を対象に市営バス回数乗車券を無料交付(121回、1万1千円相当)
岩美町	R1. 5.7	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者を対象に路線バス回数券、もしくはタクシー乗車券を交付(いずれの場合も10,000円相当)
八頭町	H24. 4.1	自動車の運転免許証を保有していない65歳以上の者、あるいは障がい者等の方を対象に年間100回を上限に、タクシー料金(上限5,000円)の3分の2を補助する。ただし、最低個人負担額300円、最高個人負担額1,000円で、タクシー料金の上限5,000円を超えた部分は自己負担
若桜町	H22. 4.1	65歳以上の高齢者を対象に、町営バスシルバー定期券を販売
智頭町	H23. 4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券22回分を無料交付
	H25.3.22	運転免許を保有していない高齢者等を対象に町タクシー等の利用券等の無料交付(タクシー2千円分、町営バス回数券1万円分)
湯梨浜町	H20. 4.1	一人又は二人暮らしの高齢者を対象に年会費千円で乗り合いバスの利用が可能
	H22. 4.1	65歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券の購入金額の一部助成
	H29. 4.1	運転免許を所持していない障がい者等、運転免許を自主返納した70歳以上の独居または70歳以上のみの世帯の方を対象にタクシーチケットを助成
三朝町	H26. 4.1	運転免許を保有していない高齢者等(75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者又は要介護認定者等)を対象に、タクシー利用助成券を交付(年間48枚上限。メーター額2千円までは1/2助成、メーター額2千円から6千円までは個人負担1千円を除く額、メーター額6千円以上は5千円まで)
	H28. 4.1	70歳以上の高齢者を対象に高齢者用バス定期券(架け橋)の購入金額の一部助成
北栄町	H29. 4.1	65歳以上の方及び障がいなど特別な事情により移動手段に困っている方(運転免許証がない方、車を所有していない方、車を運転できない理由がある方に限る)または、運転免許証を自主返納された方(運転経歴証明書必要)を対象に、タクシー利用を助成。(最大月8枚、年間96枚上限)ただし、発着点のどちらかを町内とする移動に限る。最低自己負担額300円、町助成上限800円まで。
	H27. 12	要支援、要介護の認定を受けている方、総合事業対象者または障がい者の方で、ひとりで公共の交通機関の利用が出来ない方を対象に、自宅から中部地区の病院への通院に対しタクシー利用料を助成(人工透析を除き週1往復の利用制限あり、200円～1000円の利用者負担あり)
	H18. 4	廃止になったバス路線で乗り合いタクシーを運行(1日5往復 中学生以上200円、ただし運転免許を自主返納された方は100円)
琴浦町	H27. 4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者を対象に町営バス回数券を交付(7千円分)
南部町	R2. 4.1 (予定)	運転免許を保有していない高齢者等(自主返納された70歳以上の高齢者又は障がい者及び、その者と婚姻関係にあり免許を所有していないもの)を対象に、ふれあいバスの1年間無料バスと1万円分の路線バスの回数乗車券を助成する。
伯耆町	H26. 4.1	運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者等を対象に町営デマンドバス回数券(3千円分)か、または、日ノ丸自動車の路線バス回数券(3千円分)のいずれかを選択して(平成31年4月1日～)交付する。
日吉津村	H7. 4.1	重度の障がい者で非課税の方を対象にタクシー利用料を助成(年間最高50回、1回あたりの利用料金の500円分)
	H25. 4.1	運転免許または自家用車を保有していない65歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象にタクシー利用料を助成(年間最高50回、1回あたりの利用料金の500円分)
	H27. 4.1	75歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象にタクシー利用料を助成(年間最高50回、1回あたりの利用料金の500円分)
大山町	H29. 4.1	運転免許を自主返納した者について、町営デマンドバスの回数乗車券(1冊6枚綴り、10,000円相当)の交付を会計年度につき1回のみ行う。
	H30. 4.1	65歳以上の者、要支援・介護認定を受けている者、また身体及び精神の障害者手帳を有する者などを対象に、居宅と目的地間のタクシー利用金額の半額(料金1,000円未満の場合は一律500円負担)を助成する。なお、大山町外(中・西部)への利用は医療機関に限られる。
日南町	H29. 4.1	日南町おでかけタクシーチケット 400円×50枚を交付(年間)対象者:日南町に住所があり、運転免許がない人で次のいずれかに該当する人 ・年度末において70歳以上の人 ・70歳未満で、要介護・要支援認定を受けている人 ・70歳未満で、身体障がい者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人 運転免許証を自主返納した65歳以上の方に対し、町営バス定期券(1年間分)または、タクシーチケット400円×25枚(1万円分)を交付
日野町	H23. 4.1	自動車の運転が出来ない等の高齢者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成
江府町	H25. 4.1	運転免許を自主返納した65歳以上の方を対象に町営バス回数券(11枚×2冊)を交付

* 詳細については、各市町村にお問い合わせください。

2 運転免許の自主返納高齢者の方に対する支援施策（民間事業者等）

※R2年1月現在

実施主体	開始時期	概 要
鳥取県ハイヤー タクシー協会	H23. 1.1	タクシー・ハイヤー運賃1割引
皆生温泉旅館組合	H28. 3.1	日帰り入浴料5割引（同伴者1名まで同様） ※米子市、境港市、西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町に居住の方 （運転経歴証明書発行から1年間）
鳥取県観光事業団	H27. 4.1	5施設の入園料(入場料)を2割引（同伴者1人まで） 対象施設【とっとり花回廊、鳥取砂丘こどもの国、中国庭園燕趙園、 夢みなとタワー、鳥取二十世紀梨記念館なしっこ館】
若桜鉄道株式会社	H27. 4.1	若桜駅から郡家駅間の運賃5割引 ※65歳以上（住所地不問）
智頭急行株式会社	H27. 5.1	智頭駅から上郡駅間の特殊回数乗車券「優ユウきっぷ」5割引 ※年齢、住所地不問
智頭急行協賛店	H27. 6.1	智頭急行発行「優ユウきっぷ」に添付の引換券による特典（1冊に1枚）
智頭サービス商店会	H27. 6.1	加盟店で使用できるポイント1,000円分 ※65歳以上（住所地不問）
米子信用金庫	H27. 9.1	○専用定期預金金利優遇0.1%上乗せ（65歳以上） ○各種カーローン金利優遇0.1%引下げ（65歳以上の同居親族が運転経歴証明書をお持ちの場合）
カイちゃんスタンプ会 鹿野まつりちゃんの会	H27. 10.1	加盟店いずれかで使用できるポイント1,000円分 ※1回に限り、鳥取市気高町、鹿野町、青谷町居住の65歳以上の方
株式会社松本油店	H28. 2.1	灯油配達料1リットルあたり6円割引 ※米子市、境港市、西伯郡（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町）居住の方 （年齢不問）
山陰石油株式会社	H28. 2.1	灯油配達料1リットルあたり6円割引 ※米子市、境港市、西伯郡（日吉津村、南部町）居住の方(年齢不問)
鳥取市商店街 振興組合連合会	H28. 3.1	○市内循環バス「くる梨」利用券（1回）交付 ○ステッカー提示の協賛店ごとに各種特典
西日本旅客鉄道株式会社	H28. 4.1	運転免許証自主返納者に対してポケット版時刻表を交付 ※数に限りあり
株式会社トータル エナジーオオタ	H28. 4.1	○バリアフリーリフォーム料金1割引、パンリー利用料金1割引 ○不要車両買取時にカタログギフト進呈 ○灯油配達料金割引 ○高齢者取引先に対する見守り活動
日ノ丸グループ	H28. 5.1	日ノ丸グループによる各種割引等の優遇
株式会社サックス	H28. 7.6	○廃車手続き無料 ○三親等までの方、運転経歴証明書交付日から 「1年間オイル交換無料」 「3年間車両購入時、カタログギフト進呈」 「1年間整備工賃10%割引」 ※但し、自主返納者と同居の者に限る
株式会社スズキ自販鳥取	H28. 10.1	スズキ直営代理店及びスズキ車販売店において、歩行補助車(セニアカー)新規 購入の方に、ボディカバー(簡易防水タイプ)を進呈 ※65歳以上の方
株式会社JA中央サービス、 株式会社丸福、 鳥取県石油協同組合中部 支部（一部店舗を除く）	H28. 12.1	灯油の配達料金割引
株式会社東部	H29. 4.1	運転経歴証明書提示の本人又は本人の家族を対象に四輪自転車（エアロクークル MII）購入時、送料無料で自転車カバー又は後カゴカバーの進呈
株式会社 米子しんまち天満屋	H29. 9.18	○現金払い5%割引（天満屋商品対象ブランド限定） ○米子市循環バス「だんだんバス」利用券（1回）
鉄板焼笑屋（ショウヤ）	H29. 9.18	飲み物の1杯サービス

株式会社米子高島屋	H29. 11.1	税込み2,000円以上を購入した場合の自宅までの購入品の配送に限り、配送料無料(購入当日のみ有効)
米子市元町通り商店街振興組合	H29.11.18	無料自転車の貸し出し(事前の電話予約も可能) 営業時間9:30~18:00(休業日:第1、第3木曜日) 受付店舗 ひむら自転車店 ※自転車の利用が危険と判断した場合、貸し出しを断る場合あり
株式会社マルイ	H29.11.21	○「ネットスーパーマルイ宅配便」(カタログ販売)で2,000円以上(税抜き)の買物で、配送料300円(税抜き)を無料 ○配送を通じての高齢者の見守り活動
鳥取砂丘砂の美術館活性化共同企業体	H30. 4.14	鳥取砂丘砂の美術館入場料を100円引(同伴者1人まで同様)
吉岡温泉会館一ノ湯	H30. 8.1	入浴料金50円引(同伴者1人まで同様) ※65歳以上の場合は高齢者割引(100円引)を適用 併用不可
用瀬町ふるさと振興事業団「流しびなの館」	H30. 7.1	○運転経歴証明書の提示本人及び本人を含む団体につき、「流しびなの館」入館料をそれぞれ100円引(団体割引との併用は不可) ○施設内「喫茶ほんぼり」において、運転経歴証明書の提示本人のみ飲み物代50円引
UcarPAC株式会社	H30. 3.1	65歳以上の自主返納者本人とその配偶者及び子を対象に、自動車買取契約成立時、買取価格が20万円以下の場合は5,000円相当、20万円を超える場合は、10,000円相当のカタログギフト進呈
鳥取県生活協同組合	H30. 11.1	個人別宅配サポート制度さぼーとくんの免許証返納サポート申込みから1年間宅配料無料 ※下記のいずれかの場合に限る ○ひとり世帯の鳥取県生活協同組合員で、免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けている ○夫婦2人世帯(同居)で、2人のどちらかが鳥取県生活協同組合員で、どちらかが免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けている。

※詳細については、各実施主体にお問い合わせください。

※すべての場合に「運転経歴証明書」の提示が必要です。



小学生の自転車用ヘルメットの購入費 を補助します

対 象 町内在住の小学生

対象ヘルメット SGマーク等が添付されたヘルメット

補助額 購入金額の 1/2 で上限 1,500 円

※100円未満の端数は切捨て

必要な物

- ・交付申請書
- ・領収書の原本 (申請者氏名の記載のあるもの)
- ・SG マーク付であることが分かるもの (写真、包装紙など)

教育総務課又は北条支所へ提出



お問い合わせ先

北栄町教育委員会教育総務課学校教育室

電話：0858-37-5870

FAX：0858-37-3242

Mail：kyouiku@e-hokuei.net

※補助は1人につき在学中1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入は補助対象外です。

北栄町タクシー利用料助成券のご案内

北栄町では、町民の交通利用の確保と負担軽減を目的に、タクシー利用券による利用料助成を行っています。

乗車運賃を
最高800円助成します！

※最低300円自己負担が必要です

利用できる方

※次の①または②に該当される方が対象です。

① 町内にお住まいで次の(1)～(3)のいずれかに該当する、65歳以上の方及び障がいがあるなど特別な事情により移動手段に困っている方(学生も含まれます)

- (1)自動車運転免許証がない方
- (2)自動車を所有していない方
- (3)自動車を運転できない理由がある方



② 町内にお住まいで運転免許証を自主返納された方

※申請時に運転経歴証明書の提示が必要です。

利用できる区間

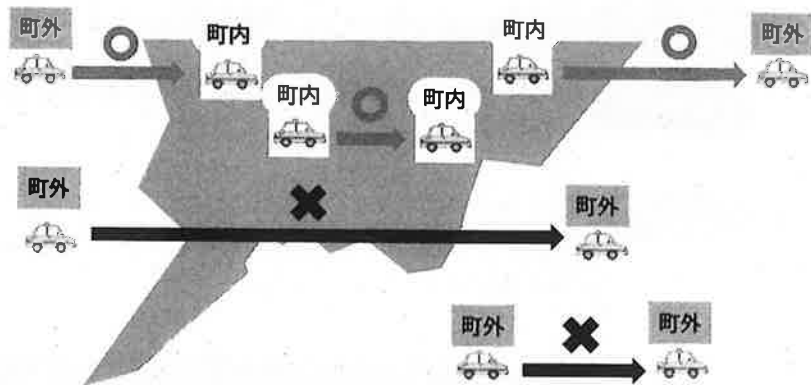
乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。
(町外への利用も可能とし、片道を1回とします)

○利用券が使える場合

- ・町内→町内
- ・町内→町外
- ・町外→町内

×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ
- ・町外→町外



【申請・利用方法は裏面をご覧ください。】

【お問い合わせ】

北栄町役場 福祉課 (大栄庁舎1F) ☎ 37-5875(直通)

利用券(チケット)について



- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- ・50枚をまとめて交付します。(年間100枚上限)
- ・紛失等の場合でも、再交付はできません。
- ・利用券は本人のみ利用できます。
(家族や他人へ譲渡はできませんが、チケット利用者本人との同乗は可能です。)
- ・1枚につき最高800円助成しますが、利用者も最低300円自己負担となります。

例① 運賃が640円の場合

利用者 300円(最低負担額)
町助成 340円

例② 運賃が1,500円の場合

利用者 700円
町助成 800円(上限)



申請から利用まで

申請場所 北栄町役場 福祉課 (大栄庁舎1階)および 北条支所

申請に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類(チケット利用者本人の保険証等)

受付期間 令和2年4月1日(水)から随時受け付けます。

手続き

福祉課または北条支所に備え付けの申請書に必要事項をご記入ください。
対象者宛てに利用券を交付します。

ご利用

利用できるタクシー会社をご利用下さい。
料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払い下さい。

利用できるタクシー会社

- 由良タクシー 37-2110
- 倉吉交通 22-1511
- 倉吉ハイヤーセンター 22-7111
(日交タクシー、中央タクシー)
- 日ノ丸ハイヤー(株) 22-3155

* UDタクシー(ユニバーサルデザインタクシー)もご利用できます。
ご予約の際にタクシー会社へお伝えください。